

広島県告示第五百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年八月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
温品六丁目十七地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成四年十一月十六日広島県告示第千百六十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を市道東一区三百八十九号線沿いに結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線上に存するものとし、標柱二号は告示で指定した標柱三号と四号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・区	町	字	地番	標柱番号
広島市 東区	温品 六丁目		五一番二一	標柱一号
			五一番一	標柱二号
			五五番一	標柱三号
			一四八九番八地先里道敷	標柱四号
			一四八九番一七	標柱五号
			一四八九番一八	標柱六号